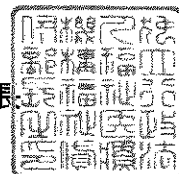




福業第0406005号
平成24年4月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 様
中核市

独立行政法人福祉医療機構
福祉貸付部長



養護老人ホームの老朽化等に伴う整備に係る無利子貸付の取扱いについて

当機構の福祉貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度の貸付条件の改定のうち、養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付については、先に連絡（『平成24年度福祉貸付事業における予算措置及び「福祉貸付事業行政担当者説明会」の開催について』平成24年2月8日付福業第0208001号小職通知）したところですが、厚生労働省と調整のうえ無利子貸付額の算定基礎となる積算方法を定め、別紙1及び2のとおり事例としてまとめましたのでお知らせいたします。

なお、当該無利子貸付については、平成24年4月5日付老高発0405第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「養護老人ホームの整備について」の適用となる整備事業が対象となりますのでご注意ください。

また、当該無利子貸付の取扱いについては、平成24年4月6日以降の貸付契約を行うものから適用いたします。

つきましては、管内市区町村、関係機関及び法人等事業者に対しましてもご周知くださいますようお願い申し上げます。

老朽民間養護老人ホームの改築整備及び地すべり防止危険か所等危険区域に所在する養護老人ホームの移転整備に係る無利子貸付について

【事例】

- 旧施設の定員100名 → 新施設の定員150名の改築（建替）整備事業
- ・地域・・・〇〇県
- ・県からの補助額 450百万円（定員1人当り3百万円）
- ・事業費（建築事業費） 1,500百万円（定員1人当り10百万円）

【融資額及び無利子貸付額の計算】

○融資額

$$\left(\begin{array}{l} 1,500 \text{百万円} \\ \text{事業費} \\ \text{(機構が定める基準} \\ \text{事業費の範囲内)} \end{array} \right) - 450 \text{百万円} \times 90\% = \underline{945 \text{百万円}}$$

(法的・制度的補助金) (融資率) (融資額)

※1 融資限度額は、担保評価額の70%の範囲内

$$945 \text{百万円} < 1,050 \text{百万円} = 1,500 \text{百万円} \times 70\%$$

(融資額) (担保評価額)

○無利子貸付額

$$(300 \text{百万円} \times 4/3 - 300 \text{百万円}) \times 90\% = \underline{90 \text{百万円}}$$

(融資率) (無利子貸付額)

↑
(県からの補助額450百万円×100名/150名(旧施設の定員により按分))

※2 補助金は、民老の対象事業費の3/4相当が交付されているものとする。

※3 無利子額は、融資額の範囲内。

※4 融資率は、養護老人ホームの改築（建替）に係る貸付けの優遇措置による90%を適用する。

【 注 意 事 項 】

- ・老朽民間養護老人ホームの改築整備及び地すべり防止危険か所等危険区域に所在する養護老人ホームの移転整備の適用は平成24年4月5日付老高発0405第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「養護老人ホームの整備について」の「1 老朽民間養護老人ホームの改築整備」及び「2 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する養護老人ホームの移転整備」の適用となる改築整備事業（一部改築を含む。）が対象である。
- ・対象とする補助金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、都道府県、指定都市及び中核市の補助金とする。
- ・上記事例のとおり、定員を増員し改築整備する場合は、旧施設の定員分までの補助金額（全体の補助額を旧施設の定員の割合により按分）を無利子貸付の対象の補助金額とする。（定員を増員しない改築整備の場合は、対象とする補助金額を無利子貸付の対象の補助金額とする。）

都市部における養護老人ホームの整備の促進に係る無利子貸付について

【事例】

施設の定員100名の整備事業（新たに設置するもの）

- ・地域・・・〇〇県
- ・県からの補助額 300百万円（定員1人当り3百万円）
- ・事業費（建築事業費） 1,000百万円（定員1人当り10百万円）

【融資額及び無利子貸付額の計算】

○融資額

$$\left(\begin{array}{l} (1,000百万円 \\ \text{事業費} \\ \text{(機構が定める基準} \\ \text{事業費の範囲内)}) \end{array} \right) - \begin{array}{l} 300百万円 \\ \text{(法的・制度的補助金)} \end{array} \times \begin{array}{l} 80\% \\ \text{(融資率)} \end{array} = \begin{array}{l} 560百万円 \\ \text{(融資額)} \end{array}$$

※1 融資限度額は、担保評価額の70%の範囲内

$$\begin{array}{l} 560百万円 \\ \text{(融資額)} \end{array} < \begin{array}{l} 700百万円 \\ \text{(担保評価額)} \end{array} = 1,000百万円 \times 70\%$$

○無利子貸付額

$$(300百万円 \times 4/3 - 300百万円) \times 80\% = \begin{array}{l} 80百万円 \\ \text{(無利子貸付額)} \end{array}$$

※2 補助金は、対象事業費の3/4相当が交付されているものとする。

※3 無利子額は、融資額の範囲内。

※4 融資率は、通常の80%を適用する。

【注意事項】

- ・都市部における養護老人ホームの整備の促進の適用は平成24年4月5日付老高発0405第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「養護老人ホームの整備について」の「3 都市部における養護老人ホームの整備の促進」の適用となる整備事業が対象である。
- ・対象とする補助金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、都道府県、指定都市及び中核市の補助金とする。